

具体的対応方針の検証について

INDEX

- 地域医療構想調整会議における主な協議事項
- 地域医療構想に関するスケジュール
- 協議における基本の方針について
- 公立病院経営強化プランについて

地域医療構想調整会議における主な協議事項（令和4年度）

1 具体的対応方針の策定・検証

- ✓ 公立公的医療機関、民間医療機関における「2025年に向けた具体的対応方針」の協議を行い、それぞれの構想区域で令和5年度中の合意を目指す

具体的対応方針

- ①2025年を見据えた医療機関の役割・機能
- ②2025年に持つべき医療機能ごとの病床数

2 地域医療介護総合確保基金事業の協議

- ✓ 医療機関が策定した具体的対応方針に基づく基金事業の活用について協議

協議対象事業

- ①長崎県病床機能分化・連携推進事業
- ②地域医療構想の達成に向けた病床の機能又は病床数の変更に関する事業

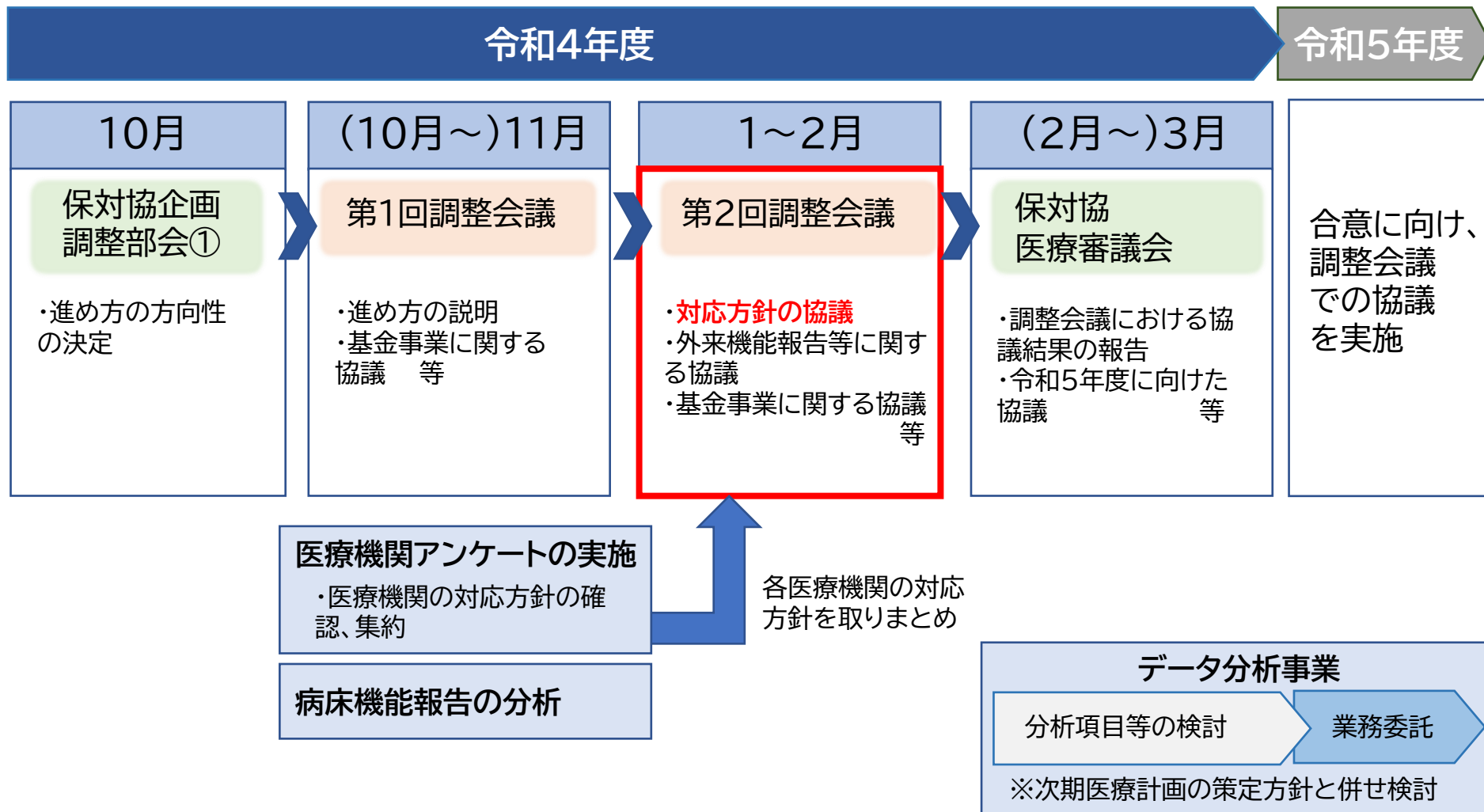
3 外来病床機能報告に関する協議

- ✓ 紹介受診重点医療機関に関する協議

協議対象医療機関

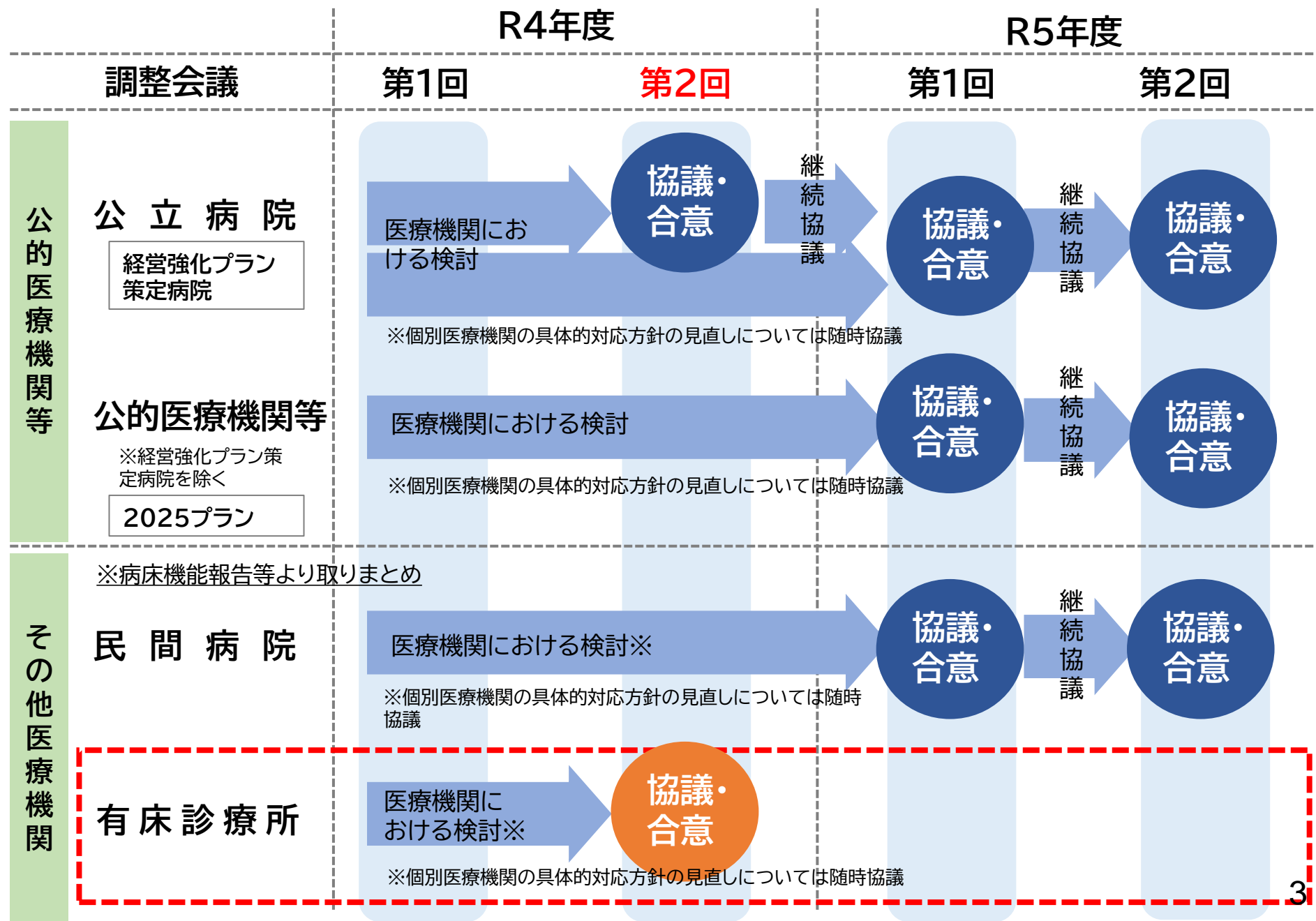
- ①重点外来の基準を「満たす」かつ 紹介受診重点医療機関の機能を担う「意向なし」
- ②重点外来の基準を「満たさない」かつ 紹介受診重点医療機関の機能を担う「意向あり」

地域医療構想に関するスケジュール（令和4年度）



※新型コロナウイルス感染症の感染状況に応じて、適宜スケジュールの見直しを行います。

具体的対応方針に関する進め方について



協議における基本的方針について

基本的方針

- 各医療機関が策定した具体的対応方針等について、それぞれの構想区域で協議を行い、令和5年度中の合意を目指す
- 2025年に向けた対応方針の協議においては、各医療機関の意向を尊重し合意形成を図ることとするが、引き続き2040年を見据えた質が高く効率的で持続可能な医療提供に向けた機能分化・連携の議論を継続する

1. 基本情報				2. 現状の役割、機能等																	3) 令和3年度病床機能報告の内容											
構想区域名	病院・診療所	許可病床数						機能			診療報酬届出) 第7次医療計画における役割						(令和3年7月1日時点の機能別の病床数)						令和3年の診療実績等	
		一般・療養計		その他		精神	結核	感染症	特定機能病院	地域医療支援病院	総合入院体制加算	在宅療養支援病院	在宅療養後支援病院	がん	脳卒中	心血管疾患	糖尿病	精神疾患	救急	災害	へき地	周産期	小児	在宅	その他	合計	高度急性期	急性期	回復期	慢性期	休棟中等	医師数(常勤+非常勤(常勤換算))
一般	療養																															

病院アンケートより転記

病床機能報告より転記

3. 具体的対応方針																			2) 議論の状況			
1) 具体的対応方針																			調整会議での議論の状況		合意を得た調整会議の開催日	
プラン等の策定状況					具体的対応方針 (アンケートより転記)													備考				
経営強化プラン	公的等2025プラン	策定状況	策定状況	その他の医療機関	担うべき役割									令和4年7月1日の病床数				2025年の病床数の方針				基金の活用予定
					がん	脳卒中	心血管疾患	糖尿病	離島・へき地	救急	小児	周産期	災害	研修医の受入	医師の派遣機能	在宅医療	4機能の合計	高度急性期	急性期	回復期	慢性期	

「持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドライン」の概要

第1 公立病院経営強化の必要性

- 公立病院は、これまで**再編・ネットワーク化、経営形態の見直し**などに取り組んできたが、**医師・看護師等の不足**、人口減少・少子高齢化に伴う医療需要の変化等により、依然として、**持続可能な経営を確保しきれない病院も多い**のが実態。
- また、コロナ対応に公立病院が中核的な役割を果たし、**感染症拡大時の対応における公立病院の果たす役割**の重要性が改めて認識されるとともに、病院間の役割分担の明確化・最適化や医師・看護師等の確保などの取組を平時から進めておく必要性が浮き彫りとなった。
- 今後、**医師の時間外労働規制への対応**も迫られるなど、さらに厳しい状況が見込まれる。
- 持続可能な地域医療提供体制を確保するため、**限られた医師・看護師等の医療資源を地域全体で最大限効率的に活用する**という視点を最も重視し、**新興感染症の感染拡大時等の対応**という視点も持って、**公立病院の経営を強化していくことが重要**。

第2 地方公共団体における公立病院経営強化プランの策定

- 策定期間 令和4年度又は令和5年度中に策定
- プランの期間 策定年度又はその次年度～令和9年度を標準
- プランの内容 **持続可能な地域医療提供体制を確保**するため、地域の実情を踏まえつつ、必要な**経営強化の取組**を記載

公立病院経営強化プランの内容

R5年度中に策定

(1) 役割・機能の最適化と連携の強化

- ・ 地域医療構想等を踏まえた当該病院の果たすべき役割・機能
- ・ 地域包括ケアシステムの構築に向けて果たすべき役割・機能
- ・ **機能分化・連携強化**

各公立病院の役割・機能を明確化・最適化し、連携を強化。特に、地域において中核的医療を行う基幹病院に急性期機能を集約して医師・看護師等を確保し、基幹病院以外の病院等は回復期機能・初期救急等を担うなど、双方の間の役割分担を明確化するとともに、連携を強化することが重要。

(2) 医師・看護師等の確保と働き方改革

- ・ **医師・看護師等の確保**（特に、不採算地区病院等への医師派遣を強化）
- ・ 医師の**働き方改革**への対応

(3) 経営形態の見直し

(4) 新興感染症の感染拡大時等に備えた平時からの取組

(5) 施設・設備の最適化

- ・ 施設・設備の適正管理と整備費の抑制
- ・ デジタル化への対応

(6) 経営の効率化等

- ・ 経営指標に係る数値目標

第3 都道府県の役割・責任の強化

- 都道府県が、市町村のプラン策定や公立病院の施設の新設・建替等にあたり、地域医療構想との整合性等について積極的に助言。
- 医療資源が比較的充実した**都道府県立病院等が、中小規模の公立病院等との連携・支援を強化**していくことが重要。

第4 経営強化プランの策定・点検・評価・公表

- 病院事業担当部局だけでなく、企画・財政担当部局や医療政策担当部局など関係部局が連携して策定。関係者と丁寧に意見交換するとともに、策定段階から議会、住民に適切に説明。
- 概ね年1回以上点検・評価を行い、その結果を公表するとともに、必要に応じ、プランを改定。

第5 財政措置

- **機能分化・連携強化**に伴う施設整備等に係る病院事業債（特別分）や**医師派遣**に係る特別交付税措置を**拡充**。

★具体的対応方針の協議に関するスケジュール(案)

